

指定生活介護事業所みゆき広場運営規程

社会福祉法人 歓びの園

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人歓びの園が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年1月7日法律第123号。以下「法」という。）第36条第1項に基づく指定生活介護事業所みゆき広場（以下「事業所」という。）において、適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、従業者が当該事業所の支給決定を受けた利用者（以下「利用者」という。）に対し適正な指定生活介護を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所は、利用者に対して、その自立と社会経済活動への参加を促進する観点から、保護並びにその更生に必要な指導及び訓練を適切に行うものとする。

2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって指定生活介護を提供するよう努めるものとする。

3 事業所は、できる限り居宅に近い環境の中で、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、市町村、指定障害者支援施設や障害福祉サービス事業を行う者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

4 「福山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成25年3月25日条例第15号）に定める内容のほか関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 指定生活介護事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 みゆき広場

(2) 所在地 広島県福山市御幸町大字下岩成248-1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、従事者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている生活介護の実施に関し、従業者に対し遵守させるための必要な指揮命令を行う。

(2) サービス管理責任者 1名

サービス管理責任者は、個々の利用者について、アセスメント、個別支援計画の作成、継続的な評価等を行い、サービス内容と実施の手順に係る管理を行う。

(3) 看護師 1名（生活支援員兼務）

看護師は、利用者の看護並びに利用者及び従業者の健康管理を担当する。

(4) 生活支援員 19名（常勤専従9名、非常勤専従8名、非常勤兼務2名）

生活支援員は、必要な日常生活上の支援を行うとともに、利用者支援の企画並びに実施、家族及び地域社会の各種相談に関することに従事する。

(5) 調理員 2名

調理員は、給食業務を担当する。

(6) 事務員 1名（生活支援員兼務）

事務員は、経理、総務を担当する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 祝祭日を除く月曜日から金曜日及び、法人の定める日とする。原則、第1、3土曜日は営業日とする。

(2) 営業時間 午前8時20分から午後5時20分までとする。

土曜日課は午前8時20分～午後3時20分までとする。

(事業所の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、30名とする。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第7条 事業所は、利用者の障害の特性に配慮しつつ、指定生活介護の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定生活介護提供の開始について利用申込者の同意を得るものとする。

(契約支給量の報告等)

第8条 事業所は、指定生活介護を提供するときは、当該指定生活介護の内容、支給決定障害者等に提供することを契約した指定生活介護の量（以下「契約支給量」という。）その他の必要な事項（以下「受給者証記載事項」という。）を支給決定障害者の受給者証に記載するものとし、事業所は、指定生活介護の利用に係る契約をしたときは受給者証記載事項その他の必要な事項を援護の実施者たる市町村に対し遅滞なく報告するものとする。また、利用者の数の変動が見込まれる場合においては、速やかに市町村に報告するものとする。

2 受給者証記載事項に変更があった場合に援護の実施者たる市町村に報告する。
(提供拒否の禁止)

第9条 事業所は、正当な理由なく指定生活介護の提供を拒んではならないものとする。
(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第10条 事業所は、指定生活介護の利用について市町村又は指定相談支援事業者が行うあっせん、調整及び要請について都道府県が行う市町村相互間の連絡調整等に対し、できる限り協力するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。以下同じ。）は、福山市の区域とする。

2 通常の実施地域以外の利用希望者に対し実施する場合もある。
(サービス提供困難時の対応)

第12条 事業所は、指定生活介護の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込に対し自ら適切な指定生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の生活介護提供事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じるものとする。

(受給資格の確認)

第13条 事業所は、指定生活介護の提供を求められた場合は、当該障害者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等サービス提供に必要な事項を確かめるものとする。

(介護給付費の支給の申請に係る援助)

第14条 事業所は、生活介護に係る支給決定を受けていない障害者から利用の申込みがあった場合は、その障害者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

(心身の状況等の把握)

第15条 事業所は、指定生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努め、提供に先立ち、家族及び市町村等に利用者の状況を必要に応じ確認することとする。

(サービスの提供の記録)

第16条 事業所は、指定生活介護を提供した際は、当該指定生活介護の提供日、内容その他必要な事項を、指定生活介護の提供の都度記録するものとする。記録に際しては、利用者から指定生活介護を提供したことについて確認を受けるものとする。

(支給決定障害者から受領する費用及びその額)

第17条 事業所は、指定生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定生活介護に係る利用者負担額を受け取るものとする。

2 事業所は、法定代理受領を行わない指定生活介護を提供した際は、支給決定障害者から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は法第30条第2項の規定により算定された特例介護給付費の額に90分の100（法第31条の規定が適応される場合にあつては、100分の100を市町村特例割合で除して得た割合）を乗じて得た額の支払いを受け取るものとする。

(事業所が利用者から求めることができる金銭の支払の範囲及びその額)

第18条 事業所は、指定生活介護を提供した際は、利用者から、市町村が定める負担上限月額範囲内において利用者負担額の支払を受け取るものとする。

2 事業所は、法定代理受領を行わない指定生活介護を提供した際は、利用者から前項に掲げる利用者負担額のほか、厚生労働省が定める費用の額の支払を受け取るものとする。

3 事業所は、前二項の支払を受け取る額のほか、事業所において提供される便宜に要する費用のうち次の各号に掲げる費用の支払を利用者から受け取ることができる。

(1) 食事の提供 230 円（*食事提供体制により別途 300 円は介護給付費より受領）

(2) 創作的活動又は生産活動に係る材料費 実費

(3) 日用品費 実費

(4) その他、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるものさせることが適当と認められるものの実費

4 事業所は、前三項に係る費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収書を当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

5 事業所は、第三項に係る費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者の同意を得るものとする。

6 利用者から上限額管理を行う施設として選定された場合には、利用者負担の上限額管理の求めに応じるものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第19条 事業所は、利用者が同一の月に他の指定障害福祉サービスを受けたときは、当該同一の月に受けた指定障害福祉サービスの額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計（以下「利用者負担額等合計額」という。）を算定するものとする。この場合において利用者負担額等合計額が負担上限月額（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年1月25日政令第10号）第17条第1項に規定する負担上限額をいう。以下同じ。）を超えるときは、事業所は、当該指定障害福祉サービスの状況を確認の上、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、支給決定障害者に通知するものとする。

(介護給付費の額に係る通知等)

第20条 事業所は、法定代理受領により市町村から指定生活介護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、利用者に対し、その額を通知するものとする。

2 事業所は法定代理受領を行わない指定生活介護に係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した指定生活介護の内容、費用の額、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対し交付する。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第21条 サービス利用に当たっては、次の事項に留意する。

(1) 利用者が外出する場合は、事前に事業所に届け出るものとする。

(2) 利用者は秩序に従って相互の親睦を深める。

(生活介護計画の作成等)

第22条 サービス管理責任者は、法の定めに従い、利用者に対するアセスメント、生活介護計画の作成、定期的なモニタリングを実施するものとする。

2 サービス管理責任者は、生活介護計画の作成に係る会議（利用者に対する生活介護の提供に当るサービスの担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項に規定する生活介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

(相談及び援助)

第23条 事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うこととする。

2 事業所は、利用者が、当該生活介護以外において昼間における障害福祉サービスの利用を希望する場合には、他の指定障害福祉サービス事業者等との利用調整に必要な支援を実施するものとする。

(介護)

第24条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。

2 事業所は、介護を行うに当たっては、常に1人以上の生活支援員を介護に従事するものとする。

3 事業所は、その利用者に対して、利用者の負担により、事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならないものとする。

(訓練)

第25条 訓練は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。

2 事業者は、利用者に対し、その有する能力を活用することにより、地域生活が営むことができるようにするため、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行うものとする。

3 事業所は、訓練を行うに当たっては、常に1人以上の生活支援員を訓練に従事させるものとする。

4 事業所は、その利用者に対して、利用者の負担により、事業所の従業者以外の者による訓練を受け

させてはならないものとする。

(生産活動)

第26条 事業所は生活介護における生産活動の機会の提供に当っては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況を考慮しつつ、利用者の心身の状況や意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえて行うように努めるものとする。また、生産活動の実施に当っては、安全、利用者への負担、効率等を配慮し行うものとする。

(工賃の支払)

第27条 事業所は、生活介護において、生産活動に従事している者に、当該生活介護の事業収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとする。

(食事)

第28条 事業所は、利用者の希望に応じ、食事の提供を行う。

2 事業所は、食事の提供を行う場合には、当該食事の提供に当り、あらかじめ、利用者に対してその内容及び費用に関して説明を行い、その同意を得るとともに、利用者の身体の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に行う。また、利用者の年齢や障害の特性によって、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行うものとする。

3 事業所は、第1項の食事の提供を行う場合であって、事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めることとする。

(健康管理等)

第29条 事業所は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとるものとする。

2 事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めるものとする。

(非常災害対策)

第30条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するものとする。

2 事業所は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(緊急時等における対応方法)

第31条 事業所の従業員は、現に生活介護の提供を行っているときに利用者に病状等の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時の対応手順)

第32条 事業所の従業員はサービスの提供により、事故が発生した場合は、次の手順に従い対応する。

(1) 速やかに利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

(2) 利用者の主治医又は医療関係への連絡を行い、医師の指示に従うものとする。

(3) 事故の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

(利用者に関する市町村への通知)

第33条 事業所は、生活介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を当該利用者の援護実施者である市町村に通知するものとする。

(1) 正当な理由なしに生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状況を悪化させたとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって介護給付費を受け、又は受けようとしたとき。

(主たる対象とする障害の種類)

第34条 事業所が、利用者提供する指定生活介護の主たる対象とする障害の種類は、知的障害者とする。

(身体拘束の禁止)

第35条 事業所は、生活介護の提供に当っては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。

3 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図るものとする。

- 4 身体拘束等の適正化のための指針を整備するものとする。
- 5 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施するものとする。
(虐待防止のための措置)

第36条 事業所は、虐待防止に関する責任者の設置、従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための定期的な研修の実施、成年後見制度を活用した権利擁護、苦情解決体制の整備、自治体における虐待防止に関する相談窓口の周知、虐待の防止のための対策を検討する委員会(虐待防止委員会)の設置等、虐待防止のための措置を講じなければならない。
(勤務体制の確保等)

第37条 事業所は、利用者に対し、適切な生活介護を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておくものとする。

- 2 事業所は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保するものとする。
(定員の遵守)

第38条 事業所は、提供する生活介護の定員を超えてサービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。
(衛生管理等)

第39条 事業所は、利用者の使用する設備又は飲用する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。また、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるとともに、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。
(協力医療機関等)

第40条 事業所は、利用者の病状の急変等に備えるため、協力医療機関を定める。
協力医療機関名 平井外科胃腸科医院

(掲 示)

第41条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、事業の主たる対象とする障害の種類その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

(秘密保持等)

第42条 事業所の従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 事業所の職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 3 事業所は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者の同意を得ておかななければならない。

(情報の提供等)

第43条 事業所は、当該事業所を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、事業所が実施する事業内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。ただし、広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(利益供与等の禁止)

第44条 事業所は、相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービス事業者等又はその従業者に対し、利用者に対して当該事業所を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 事業所は、相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービス事業者等又はその従業者から、利用者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第45条 事業所は、その提供した生活介護に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等、苦情解決に関する体制を整備し、掲示するなど利用者等に周知の徹底を図るものとする。

- 2 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力する。

(地域との連携等)

第46条 事業所は、その運営に当っては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流に努める。

- 2 事業所は、その運営に当っては、市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(事故発生時の対応)

第47条 事業所は、利用者に対する生活介護の提供により事故が発生した場合は、事故の状況や事故に際してとった処置等を、都道府県及び市町村、当該利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講ずるとともに、書面として記録するものとする。

2 事業所は、利用者に対する生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第48条 事業所は、実施する生活介護の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第49条 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、利用者に対する生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該生活介護の提供を終了した日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第22条に規定する生活介護計画
- (2) 第16条に規定する提供した具体的なサービス内容等の記録
- (3) 第32条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 第34条に規定する身体拘束等に係る記録
- (5) 第44条に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 第46条に規定する事故に際して採った処置についての記録

附 則

この規程は、平成21年11月1日から施行する。
この規程は、平成22年4月1日から施行する。
この規程は、平成22年11月21日から施行する。
この規程は、平成23年4月1日から施行する。
この規程は、平成23年7月19日から施行する。
この規程は、平成23年9月1日から施行する。
この規程は、平成24年4月24日から施行する。
この規程は、平成24年8月1日から施行する。
この規程は、平成24年11月1日から施行する。
この規程は、平成24年12月10日から施行する。
この規程は、平成25年3月4日から施行する。
この規程は、平成25年5月1日から施行する。
この規程は、平成25年11月1日から施行する。
この規程は、平成25年12月1日から施行する。
この規程は、平成26年2月1日から施行する。
この規程は、平成26年4月14日から施行する。
この規程は、平成26年5月1日から施行する。
この規程は、平成26年10月1日から施行する。
この規程は、平成27年4月1日から施行する。
この規程は、平成27年5月7日から施行する。
この規程は、平成27年11月1日から施行する。
この規程は、平成28年9月16日から施行する。
この規程は、平成29年4月3日から施行する。
この規程は、平成29年8月22日から施行する。
この規程は、平成29年11月21日から施行する。
この規程は、平成30年4月1日から施行する。
この規程は、平成30年7月17日から施行する。
この規程は、平成30年9月1日から施行する。
この規程は、平成30年10月29日から施行する。
この規程は、平成31年3月1日から施行する。
この規程は、令和元年8月1日から施行する。
この規程は、令和元年9月3日から施行する。
この規程は、令和2年4月1日から施行する。
この規程は、令和2年6月1日から施行する。
この規程は、令和3年4月7日から施行する。

この規程は、令和3年10月26日から施行する。
この規程は、令和4年2月23日から施行する。
この規程は、令和4年4月1日から施行する。
この規程は、令和4年7月1日から施行する。
この規程は、令和4年7月21日から施行する。
この規程は、令和4年9月5日から施行する。
この規程は、令和4年12月1日から施行する。